

稲城・府中墓苑組合情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、稲城・府中墓苑組合情報公開条例（平成25年稲城・府中墓苑組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行政情報の開示方法)

第2条 条例第16条第1項ただし書の規則で定める種別及び方法は、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は電磁的記録を紙に出力したものの閲覧若しくは交付により行うものとする。

2 実施機関は、電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写することが容易であって、前項の規定による開示ができないときその他特別の事由があるときは、当該電磁的記録の複写したものの交付により行うものとする。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第3条 条例第17条第2項の規則に定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

区分	額	
	写しの作成	送付
1 文書、図画及び写真の写しの交付	写し片面を1枚として1枚につき10円（多色刷りした写しについては、片面を1枚として1枚につき50円とする。）	郵送に要する費用に相当する額
2 マイクロフィルムの写しの交付（印刷物として出力したものの交付）	印刷物片面を1枚として1枚につき10円	
3 電磁的記録の写しの交付（印刷物として出力したものの交付）		
備考		
1 写しの交付は、原則として単色刷りによる。		
2 写しに用いる用紙は、日本工業規格A列3番までの規格のものとし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。		

2 前項の規定にかかわらず、フィルム（マイクロフィルムを除く。）の写しを交

付するとき、又は電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付に要する費用は、実費相当額とする。

(実施状況の公表)

第4条 条例第25条に規定する実施状況の公表方法については、稲城・府中墓苑組合公告式条例（平成24年稲城・府中墓苑組合条例第1号）第4条第1項の規定により公表する規程の例による。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。